

認知症保険の保障見直しに係る取扱改訂について

第一生命保険株式会社(社長:稲垣 精二)では、2018年12月に認知症保険を販売し、認知症により介護状態となった場合の費用負担に備える商品として好評を得ています。

今般、認知症保険が含まれている契約からの保障見直しに関して、保険期間の連続性を保証する観点から、見直し後契約の契約日から2年以内に認知症保険金の支払事由に該当したときの取扱について、以下の通り改訂します。

1. 改訂内容

認知症保険が含まれている契約から認知症保険が含まれている契約へ保障見直しをしている場合において、見直し後契約の契約日から2年以内に認知症保険金の支払事由に該当した場合には、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合であっても、契約日から2年経過後に支払事由に該当したものととして取扱います(見直し前契約の認知症保険の保険金額と同額までの部分に限ります)。

2. 対象となる特約条項

保障見直し特約条項(2018)

3. 保険料

本改訂による保険料の変更はありません。

4. 適用時期

2021年6月21日より

附則第1条第1項の保険契約にご加入されているお客さまに、下記の附則を適用します。

附則（2021年6月21日）

第1条（適用対象等）

1. この附則は、保障見直し特約（2018）が付加されている保険契約に適用します。
2. 第1項に定める保険契約について、保障見直し特約条項（2018）における第14条（見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合の特則）の規定を附則第2条の規定に読み替えます。

第2条（見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合の特則）

見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合で、かつ、見直し前契約等に認知症保険（無解約返還金）（2019）が含まれている場合において、見直し後契約の契約日からその日を含めて2年以内に認知症保険金が支払われる事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険期間満了前である場合に限り、）には、つぎのとおりとします。

- (1) 見直し後契約の認知症保険（無解約返還金）（2019）のうち、見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険金額と同額までの部分については、契約日からその日を含めて2年経過後に認知症保険金が支払われるべき事由に該当したものと取り扱います。
- (2) 第1号の場合、見直し後契約の認知症保険（無解約返還金）（2019）のうち、見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険金額をこえる部分について、認知症保険金の支払が行われるときは、そのこえる部分の保険金額に対する月払保険料をもとに計算した認知症保険金の額を支払います。

以 上